

安城市観光協会認定土産品審査基準

この審査基準は、安城市観光協会認定土産品募集審査要綱第2条の規定に基づき、安城市観光協会認定土産品の認定にあたり公正かつ適正な審査を行うために必要な事項を定める。

1 審査対象

審査対象は、菓子・食品並びに民芸・工芸品（漆器、陶磁器、手工芸品、人形、玩具及び装飾品等）とする。

2 審査基準

次の審査基準について、いずれにも該当する商品を安城市観光協会認定土産品として登録する。なお、(2)及び(3)については、「観光土産品の表示に関する公正競争規約」に基づくものとする。

- (1) 郷土色 土産品から安城市を連想させることができるか
 - 例1 商品名に「安城」または安城の土産品であると判断できる「地名」が入っている。
 - 2 市の特産品として認知された原材料を使用している。
 - 3 商品のデザインまたはイメージが安城に関連している。
- (2) 表示等 必要表示事項、特定事項の表示が基準を満たしているか、不当表示の禁止
- (3) 過大性 包装物の過大性の良否（アゲゾコ、ガクブチ、メガネ、アンコ、十二単衣）、内容量が容器の体積の2/3以上